

中小企業カーボンニュートラル推進支援補助金

よくある質問

3 省エネ診断について

目次

- Q 3 - 1 省エネ診断はどこで受診できますか。
- Q 3 - 2 省エネ診断の補助対象経費を詳しく教えてください。
- Q 3 - 3 消費税、振込手数料は経費に含めて問題ありませんか。
- Q 3 - 4 どのような省エネ診断が対象となりますか。
- Q 3 - 5 省エネ診断を行う専門家はどのような資格をっていなければいけませんか。
- Q 3 - 6 過去に省エネ診断を受診しているが、再度受診する必要はありますか。
- Q 3 - 7 令和4年度に省エネ診断を受診しましたが、診断費用は対象になりますか。
- Q 3 - 8 省エネルギーセンターや省エネお助け隊で受けた省エネ診断は補助対象となりますか。
- Q 3 - 9 インターネットで出来るセルフ診断や自社社員による診断は、補助対象になりますか。
- Q 3 - 1 0 省エネ診断の診断結果の必須項目はありますか？

Q 3 - 1 省エネ診断はどこで受診できますか。

A3-1 省エネルギーセンターや省エネお助け隊で受診可能です。どちらの診断も資源エネルギー庁の補助事業で実施していますので、僅かなご負担で診断を受けることができます。

他にもエネルギー管理士等の専門家に依頼することもできます。依頼先がご不明な場合は、市役所商工課までお問合せください。

・[省エネルギーセンターの省エネ最適化診断のページへ](#)

・[省エネお助け隊のページへ](#)

令和5年度補正予算 中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業(経済産業省)でも省エネルギー診断を受けることができます。

・[中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業\(経済産業省\)のページへ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 3 - 2 省エネ診断の補助対象経費を詳しく教えてください。

A3-2 以下の補助対象経費(合計5万円以上)が対象になります。

①報償費・旅費	専門家への謝金・旅費等
②委託費	専門家へのコンサル委託料、診断費、算定費等

[目次に戻る▶▶](#)

Q 3 - 3 消費税、振込手数料は経費に含めて問題ありませんか。

A3-3 消費税、振込手数料は対象外になります。

経費から消費税、振込手数料を除いた額が対象経費になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 3 - 4 どのような省エネ診断が対象となりますか。

A 3 - 4 専門家が中小企業者に出向いて省エネの余地を調査し、省エネ活動等を提案するもので、診断結果に補助対象設備の導入提案に関連する事項、CO₂削減量等のエネルギー削減効果等の記載が必要となります。

※診断結果の必須項目につきましては、Q 3 - 1 0をご確認ください。

- ・ [Q 3 - 1 0 省エネ診断の診断結果の必須項目はありますか？](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 3 - 5 省エネ診断を行う専門家はどのような資格をっていなければいけませんか。

A3-5 資格に制限は有りませんが、技術士、エネルギー管理士、中小企業診断士等の省エネ及び経営に係る資格又は経験を有する者による省エネ診断を受診する必要があります。

なお、診断結果に、補助対象設備の導入提案に関連する事項、CO₂削減量等のエネルギー削減効果等の記載が必要となります。

(R5.4.12追記) 主な資格は、技術士(機械、電気電子、化学、衛生工学、環境)、エネルギー管理士、中小企業診断士、一級建築士、電気主任技術者(1、2種)、ボイラー・タービン主任技術

者(1、2種)、ボイラー技士(特級)、高圧ガス製造保安責任者(甲種機械、甲種化学)、建築設備士、エネルギー診断プロフェッショナルを想定しています。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 3 - 6 過去に省エネ診断を受診しているが、再度受診する必要はありますか。

A3-6 交付申請日以前**3年以内**に報告を受けた省エネ診断は有効です。

ただし、専門家が中小企業者に出向いて省エネの余地を調査し、省エネ活動等を提案し、診断結果に補助対象設備の導入提案に関連する事項、CO2削減量等のエネルギー削減効果等の記載があるものに限りです。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 3 - 7 令和4年度に省エネ診断を受診しましたが、診断費用は対象になりますか。

A3-7 補助対象外になります。

令和5年4月1日以降に受診した5万円以上の省エネ診断費用が対象になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 3 - 8 省エネルギーセンターや省エネお助け隊で受けた省エネ診断は補助対象となりますか。

A3-8 省エネ診断への補助は、補助対象経費が5万円以上のものになります。省エネルギーセンターや省エネお助け隊の診断料は、国の補助事業により1万～3万円程ですので、補助対象外になることが予測されます。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 3 - 9 インターネットで出来るセルフ診断や自社社員による診断は、補助対象になりますか。

A3-9 補助対象外になります。

省エネ診断は、診断機関が実施するもので、かつ、診断結果に補助対象設備の導入提案に関連する事項、CO2削減量等のエネルギー削減効果等の記載があり、専門家が中小企業者に

出向いて省エネの余地を調査し、省エネ活動等を提案する必要があります。

[目次に戻る▶▶](#)

以下、R5.4.12 追記

Q3-10 省エネ診断の診断結果の必須項目はありますか？

A3-10 以下の全ての項目の記載が必要となります。

- ① 診断実施日
- ② 診断対象事業者名及び施設名
- ③ 診断機関名、診断者名及び診断者の資格、経験
- ④ 診断対象施設における全体のエネルギー使用量
- ⑤ 省エネにつながる改善提案
- ⑥ 改善提案の実施によるCO2削減量等のエネルギー削減効果

(R5.8.8 追記) 省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、省エネお助け隊による省エネ診断、中小企業等に向けた省エネルギー診断拡充事業(省エネクイック診断)については上記必須項目の有無に関わらず受理します。

[目次に戻る▶▶](#)